

水道の漏水に伴う下水道使用料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市下水道使用料条例(平成24年松江市条例第46号。以下「条例」という。)第10条に規定する下水道使用料(以下「使用料」という。)の減額又は免除のうち水道の漏水に伴うもの(以下「漏水減免」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水排除量 条例第2条第8号に規定する汚水排除量をいう。
- (2) 定例日 条例第2条第10号に規定する定例日をいう。
- (3) 使用期間 定例日から次の定例日までの期間をいう。
- (4) 推定漏水量 松江市水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱(以下「水道減免要綱」という。)第2条第3号に規定する推定漏水量をいう。
- (5) 認定使用水量 水道減免要綱第2条第5号に規定する漏水減免後の認定使用水量をいう。
- (6) 推定使用水量 水道減免要綱第2条第2号に規定する推定使用水量をいう。

(対象となる漏水)

第3条 使用料の漏水減免は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、漏水箇所の修理を行った場合(漏水の原因が自然災害や火災等による場合で、修理が困難であると認められる場合を除く。)に行うことができる。ただし、第2号の場合による漏水減免は1使用者につき1回に限る。

- (1) 水道減免要綱第3条の規定により水道料金の漏水減免の対象となる漏水が生じた場合
- (2) 前号に規定する漏水以外の漏水が生じ、漏水した水が下水道に流入していないことが明らかであると認められる場合

(対象期間)

第4条 使用料の漏水減免の対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に該当する場合 当該漏水の原因となった給水装置等の損傷箇所の修理完了日の属する使用期間(やむを得ない理由により、当該漏水箇所の修理を完了することができず、止水栓を閉じ水道の使用を中止すること等で漏水を一時的に止めた場合は、漏水を一時的に止めた日の属する使用期間)。ただし、当該使用期間の前から漏水が継続していた

場合は、当該使用期間及びその直前の使用期間とする。

(2) 前条第 2 号に該当する場合 当該漏水が生じた使用期間

- 2 前項の規定にかかわらず、推定漏水量が 10 立方メートル以下（1 月当たり 5 立方メートル以下）の使用期間は、減免の対象としない。

（減免額の算定）

第 5 条 使用料の漏水減免の額は、対象期間の汚水排除量により算出した使用料と、認定使用水量により算出した使用料の差額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、漏水した水が下水道に流入していない場合の使用料の漏水減免の額は、漏水減免の対象期間の汚水排除量により算出した使用料と、推定使用水量により算出した使用料の差額とする。

- 3 宍道町の区域において前 2 項の規定による漏水減免の額を算定するに当たっては、斐川宍道水道企業団の定める規程にかかわらず、第 2 条第 4 号の推定漏水量、同項第 5 号の認定使用水量及び同項第 6 項の推定使用水量を水道減免要綱により認定したものとして行うものとする。

（申請等）

第 6 条 漏水減免を受けようとする者は、水道減免要綱第 5 条に規定する方法により、減免対象期間の末日から起算して 2 か月以内に松江市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、水道減免要綱第 6 条に規定する方法により、申請者に通知するものとする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、水道の漏水に伴う使用料の減免に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。